

## 2019 年度自己点検・評価及び 2020 年度内部質保証活動について

広島女学院大学

自己点検・評価委員会

内部質保証委員会

自己点検・評価委員会は、本学の教育・研究活動等の質的充実・向上を図るとともに、本学のキリスト教主義に基づく理想の実現を目指し、かつ社会的責任を遂行することを目的としている。2019 年度の本学の諸活動について、自己点検・評価委員会の評価小委員会および各部署（学部・研究科・委員会・部局）が自己点検・評価基準にもとづき、現状説明、長所・特色、問題点、全体のまとめの形式で点検・評価を実施した。その際に抽出された課題には、短期的なものから長期的な取り組みが必要なものまで様々であったが、内容を整理・統合して内部質保証委員会に報告した。

内部質保証委員会は、自己点検・評価委員会からの報告を受け、優先度を考慮しつつ改革・改善のための方策を立案・実施することで、本学の教育研究の質を保証し向上させることに努めている。2020 年度は、2019 年度の点検・評価報告を受け、第 1 回内部質保証委員会（6 月 22 日）において改善策の立案を行い、10 月 6 日の大学評議会に上程して承認を得た。コロナ禍のため、当初の計画を一部見直しして実施した項目もあったが、総じて計画に沿った形で対応ができた。

2021 年度は 2018 年度改組の完成年度となる。引き続き自己点検・評価を行い、内部質保証システム（PDCA）を機能させながら教育の質の向上に努め、学生の学びと成長を担保していきたい。

以上

## 2020 年度内部質保証委員会活動報告書

内部質保証委員会

内部質保証委員会（以下、「委員会」という。）は、広島女学院大学内部質保証委員会規程第4条に定める事項において検証を行い、改善策を講じている。

2020 年度の活動として、2019 年度の自己点検・評価に関する報告書および「2019 年度卒業生アンケート」の結果を受けて検証を行い、必要な事項について改善策を検討し実施したので、ここに報告する。

### 1. 委員会の開催及び協議事項等

#### ○第1回委員会（6月22日）

〔協議事項〕

- 1) 2019 年度卒業生アンケートに基づく改善点について
- 2) 2019 年度自己点検・評価に基づく改善点について

#### ○第2回委員会（10月5日）

〔協議事項〕

- 1) 2019 年度自己点検・評価報告書に基づく 2020 年度の改善点について

〔報告事項〕

- 1) 「2019 年度卒業生アンケート結果」の公表について
- 2) 「改善報告書」作成スケジュール

#### ○第3回委員会（2月24日）

〔協議事項〕

- 1) 2020 年度取り組みの総括について

〔報告事項〕

- 1) 「改善報告書」の作成状況について

### 2. 検証内容及び改善状況

#### 1) 2019 年度自己点検・評価に基づく改善

2019 年度の自己点検・評価をふまえ 2020 年度の取り組み課題を明らかにし、改善計画を立てた。以下のその概要を記す。

「基準4 教育課程・学習成果」ではカリキュラムの DP 達成度の整理に加え、DP 等を評価することや単位の実質化などの課題があり、FD 委員会と連携しながら、科目との連動、ルーブリックとの整合性に関する研修を実施し、検討していくことになった。

「基準 5 学生の受け入れ」では、学部の戦略だけでなく大学院進学率の減少について協議し、在学生への広報、大学院進学の推奨を行うこととした。

また、「基準 3 教育研究組織」、「基準 9 社会連携・社会貢献」については、2018 年度改組の完成年度後に業務分掌および組織配置の見直しが必要であるため、将来計画委員会にて議論を行うことになった。

## 2) 2019 年度卒業生アンケートに基づく改善

IR 委員会より提出された「2019 年度卒業生アンケート結果」に基づいて課題を明確にし、改善策を講じた。昨年度、自由記述で要望が多かった施設関係の改善に取り組んだところ、施設に関する学生の評価が向上したことから、自由記述の分析が改善にとって有益であると判断し、2020 年度の自由記述に要望のあった Wi-Fi 環境整備に取り組むこととした。

## 3. 今後の課題

### 1) 「学習成果の可視化」について

教員による成績評価（知識・技術の修得結果）と併せて「学習成果」の可視化を学務委員会が中心となって推進してきたが、「社会人基礎力」に求められるコミュニケーション能力や思考力などを科目履修の成果として客観的に測ることは難しかった。そのため、FD 委員会、教務課、キャリア支援課が連携し、2020 年度よりアセスメントの趣旨と本学のディプロマポリシーを照らし合わせ、それぞれの学年での学修成果を可視化できるシステムを導入した。運用初年度は、FD・SD 研修会（9 月、3 月）において GPS アカデミックテストの受検結果を共有し、そのデータから本学を客観的に捉えたが、評価内容の整理には至っておらず、今後、「教学マネジメント」の観点から、改善のアプローチが求められる。

### 2) 2018 年度改組の教育課程の検証

2021 年度に改組の完成年度を迎えるため、学生が身につけるべき資質や能力が備わったかを検証し、その結果によって改善する必要がある。年度末に IR 委員会が実施した「教員による DP 達成度評価」の結果なども検討材料として用いながら改善を進めていきたい。

### 3) 遠隔授業による教育の質の担保について

2020 年度は、コロナ禍により遠隔授業（双方向型、オンデマンド型等）が実施されたが、急な対応を余儀なくされたため十分な準備ができないままの実施となった。実態把握するために前期授業終了後に定例の授業アンケートとは別に遠隔授業に関する学生へのアンケート調査を行った。そして、その結果を教員にフィードバックするとともに早急に

改善が必要な事項に関しては FD 研修で取り扱った。今後も引き続き新しい授業形態において教育の質が担保されているのかの検証が必要であろう。

以上

自己点検・評価表（2019年度）

基準	点検・評価項目	評価の視点	(1) 現状説明	(2) 長所・特色	(3) 問題点	(4) 全体のまとめ
<b>基準1 理念・目的</b>  <b>【担当部署】</b> ・大学全体 ・国際教養学部 ・人文学部 ・人間生活学部 ・言語文化研究科 ・人間生活学研究科 ・大学宗教委員長 (2)	① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容	大学全体 大学の理念として「キリスト教精神に基づく女性の人格教育」を掲げ、「キリスト教を教育の基盤とし、女性の生涯を支える高度の教養を授け、専門の学術を教授研究することにより、真理と平和を追究し、世界と地域の人々に仕えるゆたかな人格の育成」を目的として定めている。これを踏まえて、学部・学科ごとに「養成する人材」及び「教育目標」を具体的に定めることで、学部・学科ごとの特性を保ちつつ、大学全体としても一貫性のある理念と目的を設定している。一方、研究科としての理念・目的を設定しているが、学部改組に伴って見直した大学全体の学位授与方針と整合を図りつつ2019年度に大学院学則の改正も行った（大学院学則）。	大学全体 2018年度改組で大学及び各学部・学科の理念・目的の再構築を行い、大学全体の理念をふまえた一貫性・連関性の高い教育目標及び3つのポリシーを設定することができた。	大学全体 特になし	大学全体 学部・学科ごとの特性を保ちつつ、大学全体としても一貫性のある理念・目的を学則に定め、学内はもちろん社会に対しても公表している。大学院においては、既に理念・目的を大学院学則に定め公表しているが、見直しを実施された大学全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に関連した研究科の理念・目的とするため、再検討を始めている。また、「第1次中期計画」の執行状況を踏まえて、2018（平成30）年度から5年間を対象とする「第2次中期計画」を策定し、これに基づく教育改革に取り組んでいる。
			国際教養学部・人文学部 国際教養学部は、「国内外の様々な社会的問題を解決できる人材の育成」を目的の一つとしている。人文学部は、「現代社会が直面する諸問題に対して主体的にその解決に取り組むことのできる人材を育成すること」「体験的学修を通して行動力や実践力を習得させること」を目的としている。（根拠資料：カリキュラムブック）	国際教養学部・人文学部 国際教養学部では、国内外の様々な社会的問題を解決できる人材を育成する。 人文学部では、世界や地域の問題に目を向け、その問題を解決するために、体験的学修を通して行動力や実践力を習得させる。いずれの学部も、社会問題を解決するための力の育成を重視している。（根拠資料：カリキュラムブック）	国際教養学部・人文学部 特になし	国際教養学部・人文学部 各学部ともに、大学の教育理念に基づき、養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針を定めている。

			<p>人間生活学部 学則第 1 条に基づいて、大学全体のディプロマ・ポリシーを次のように定められている。DP1「ぶれない個」DP2「多様性」DP3「寛容と協働」</p> <p>大学全体のディプロマ・ポリシーをふまえ、人間生活学部の「養成する人材及び教育目標」、生活デザイン学科、管理栄養学科、児童教育学科の各学科における「養成する人材及び教育目標」を定めた。 (資料：広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程)</p>	<p>人間生活学部 本学の教育理念である「キリスト教主義に基づく女子の人格教育」を現代社会において実現するうえで根幹となる資質として、「ぶれない個」「多様性」「寛容と協働」を掲げたこと。女性の生涯を見通した「ライフキャリア」の視点に立脚した教育課程を編成し、女性のライフキャリア教育を行うこと。</p>	<p>人間生活学部 女子大学存続の意義について、より積極的にとらえること。また、全学的に意識統一をしておく必要がある。</p>	<p>人間生活学部 各学科における人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されている。</p>
			<p>大学院 2019 年 6 月 28 日改正の、広島女学院大学大学院学則第 1 章、第 1 条、2 の(2)には、以下のように記載されている。</p> <p>「(2) 人間生活学研究科においては、高齢化・情報化・国際化・価値観の多様化などにより表象される現代社会での諸問題に実践的に対応できる高度な専門的職業人や研究者の要請をめざすとともに、ライフキャリアの確立を促し、人間生活学分野における社会人再教育や生涯学習の機会を提供し、地域社会および国際社会に貢献でき、他者との共生を実現できる人格を陶冶する。」(『広島女学院大学大学院学則』 p 201、)</p> <p>&lt;改正の経緯&gt; 大学基準協会の指摘に伴い、2018 年 9 月 12 日人間生活学研究科委員会において、大学院学則 1 条の 2 にある理念・目的の改正案の検討に入った。 (「大学評価・実地調査時提出資料 9 月 12 日人間生活学研究科委員会記録」)。 →2019 年 3 月 7 日人間生活学研究科において大学院学則当該箇所の修正案が示された。→2019 年 4 月 1 日、4 月 17 日の人間生活学研究科委員会で審議を行う。→5 月 7 日大学評議会に上程→5 月 15 日人間生活学研究科委員会での審議→6 月 4 日大学評議会において承認された(3/7、4/1、4/17「人間生活学研究科委員会記録」、5/7、6/4「大学評議</p>	<p>大学院 学部におけるライフキャリア教育、女性の生き方を考える諸学問を基盤とし、大学院においては、多様な専門領域の科目を履修することで、現代社会の諸問題に適応する能力を養うことができる。</p>	<p>大学院 他大学から本学研究科に入学する学生、および男子学生(研究科は男女共学)に対する本学の教育理念についての説明文章を作成する必要がある。</p>	<p>大学院 大学院の学則改正をすることで、大学、学部、学科の理念および教育目的との連動が明確になった。</p>

		会記録」				
	○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性	<p>大学全体</p> <p>学部は全学改組が行われた 2018 年度に、研究科はそれを受けて 2019 年度にそれぞれの理念・目的を見直し、学則改正を行った。このため大学の理念・目的と学部、研究科の目的の連関性は十分に取れている。</p>	<p>大学全体</p> <p>特になし</p>	<p>大学全体</p> <p>特になし</p>	<p>大学全体</p> <p>特になし</p>	<p>大学全体</p> <p>内部質保証の活動に絡め、絶えず検証することが重要である。</p>
		<p>国際教養学部・人文学部</p> <p>国際教養学部、人文学部のいずれの学科も学則第 1 条(大学の教育理念)に基づき、養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的の方針を設定している。また、人文学部においては、人文学部の方針に基づいた国際英語学科、日本文化学科の方針も定めている。(根拠資料:カリキュラムブック)</p>	<p>国際教養学部・人文学部</p> <p>国際教養学部では、学則第 1 条にある「世界と地域の人々に仕えるゆたかな人格形成」のために、国内外の様々な社会的問題を解決できる人材を育成することを目的の一つとしている。人文学部では、学則第 1 条にある「世界と地域の人々に仕えるゆたかな人格形成」のために、フィールドワーク、地域連携、海外研修、インターンシップなどの科目を設け、体験的学修を通して行動力や実践力を習得させることを目的の一つとしている。(根拠資料:カリキュラムブック)</p>	<p>国際教養学部・人文学部</p> <p>特になし</p>	<p>国際教養学部・人文学部</p> <p>各学部ともに、学則第 1 条にある「世界と地域の人々に仕えるゆたかな人格形成」を念頭に、養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針を定めている。</p>	
		<p>人間生活学部</p> <p>学則第 1 条に、女性の生涯を支えるための教育及び真理と平和を追求し、世界と地域に貢献する人格の育成を目指すことを明確にした。その上で大学全体のディプロマ・ポリシーを定め、各学部各学科のディプロマ・ポリシーに反映させることで、大学と各学科の学位授与方針との連関が図られている。</p>	<p>人間生活学部</p> <p>学部・学科の目的が、大学の理念・目的と整合している。</p>	<p>人間生活学部</p> <p>人間生活学部の各学科において、資格取得の有無にかかわらず、学科の目的が達成されるかを検証する必要がある。</p>	<p>人間生活学部</p> <p>学部・学科の目的が、大学の理念・目的と整合している。</p>	
		<p>大学院</p> <p>大学院学則第 1 条には「本大学院は、キリスト教主義に基づく学部の教育の上に専門の学術の理論及び応用を教授し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と記載されている。</p>	<p>大学院</p> <p>大学の理念である「キリスト教精神に基づく女性の人格教育」を大学院においてさらに上級の研究に昇華させ、成果を発表することにより、地域および世界の文化と</p>	<p>大学院</p> <p>他大学から本学研究科に入学する学生、および男子学生(研究科は男女共学)に対する本学の教育理念の説明が必要となる。</p>	<p>大学院</p> <p>学部での学修を基に、大学院での研究を進展させ、地域と世界に貢献する研究成果に導く道筋が見えた。</p>	

			<p>また、人間生活学研究科においては、大学の理念である「キリスト教精神に基づく女性の人格教育」および、大学全体のディプロマ・ポリシーDP1「ぶれない個」DP2「多様性」DP3「寛容と協働」と連動する形で、人間生活学研究科の「ディプロマ・ポリシー（DP）に＜修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果＞として次のように明示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間生活学の各研究分野について専門的知識・能力を修得し、その分野の理論的・実践的発展に貢献できる。</li> <li>・人間生活についての深い理解に根ざした研究成果を国内外に発信する表現力を備え、高度な専門的職業人として実社会で活躍できる、あるいは独創性のある研究者を目指してさらに研究をつづける能力を身につけている。</li> </ul> <p>（『広島女学院 大学院要覧 2019 年度（平成 31 年度）』 28 頁）</p>	<p>幸福の発展に寄与することを目標に掲げている。</p>		
② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示	<p>大学全体</p> <p>2018 年度の全学改組に伴い、大学の理念・目的を見直し、学則第 1 条を改定することで、「女性の生涯を支える」ための教育及び「真理と平和を追究し、世界と地域」に貢献する人格の育成をめざすことを明確にした。その上で、大学全体のディプロマ・ポリシーを定めて、理念・目的を実現するための具体的な方針を示した。そして、これらの方針に基づいて大学の各学部・学科における「養成する人材及び教育目標」及び 3 つのポリシーを定めることによって、大学の理念・目的と学部・学科の目的に一貫性が担保されるようにした。</p> <p>その結果として、例えば学部の「養成する人材」において、人文学部では「女性のライフキャリアを通して協働する」こと、人間生活学部では「女性のライフキャリアを通して貢献できる」ことを掲げており、両学部とも大学がめざす女性の生涯を支える「ライフキャリア教育」の方向性と整合している。また、各学科のディプロマ・ポリシーにおいて</p>	<p>大学全体</p> <p>2018 年度の学部の全学的改組を起点に、1 年遅れて研究科についても見直しを行ったことで大学全体での協調が取れたものになった。</p>	<p>大学全体 特になし</p>	<p>大学全体 特になし</p>	



			<p>は、大学全体のディプロマ・ポリシーに掲げた「ぶれない個」「多様性」「寛容と協働」の3つの資質について方針を定めることを必須とすることにより、大学と各学科の学位授与方針が強く連関するよう配慮した。これらに関する検証は内部質保証委員会及び大学評議会において定期的実施することとしている。また、研究科おける理念・目的については2019年度に学則改正を行い、学部との整合性が図られた。このような経緯を経て見直された大学・大学院の理念・目的は、学則や「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」に明示し、教職員には諸会議や研修、学生にはオリエンテーションで周知し、社会に対してはホームページで公表している。</p>						
		国際教養学部・人文学部	<p>国際教養学部、人文学部のいずれも、学生に配布する『Curriculum Book』に「養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針として明記している。人文学部の国際英語学科、日本文化学科についても同様である。(根拠資料:カリキュラムブック)</p>	国際教養学部・人文学部	<p>学期はじめのオリエンテーション時を利用し、学生たちに目的を認識させることができる。(根拠資料:カリキュラムブック)</p>	国際教養学部・人文学部	<p>特になし</p>	国際教養学部・人文学部	<p>国際教養学部、人文学部のいずれも、適切に明示している。人文学部の国際英語学科、日本文化学科についても同様である。</p>
		人間生活学部	<p>大学の理念・目的は学則第1条に明示。人材育成その他の教育研究上の目的については「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」として明示。</p>	人間生活学部	<p>「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」として集約したこと。</p>	人間生活学部	<p>特に問題はない。</p>	人間生活学部	<p>「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」に明示されている。</p>
		大学院	<p>人間生活学研究科の理念・目的は、大学院学則に定めている。また、『大学院要覧』に明記している。 (『広島女学院大学大学院学則』p201)(『広島女学院 大学院要覧 2019年度(平成31年度)』28頁)</p>	大学院	<p>大学院要覧は全学生に配布後、オリエンテーション等の機会に確認を行うことで、研究者としての研究意欲を高め、社会における生活科学領域の学問的立ち位置と重要性を確認することができる。</p>	大学院	<p>他大学出身入学生への明示と説明が必要。</p>	大学院	<p>大学院学則および大学院要覧に明示することで、大学(学部)との連携が明確になり、現代社会での、本学大学院が持つ役割を確認することができるようになった。</p>
		大学宗教委員長	<p>・大学全体としては、建学の精神を、全学必修科目である「キリスト教学入門Ⅰ・Ⅱ」、教育プログ</p>	大学宗教委員長	<p>・授業ならびに授業外の多様なプログラムを通して、建学の精</p>	大学宗教委員長	<p>・アンケート調査を通じて、授業内容や取り組み</p>	大学宗教委員長	<p>・アンケート結果は2020年度の取り組みに反映する。ア</p>

			<p>ラムである「キリスト教の時間」ならびに「木曜日チャペル」、春季・秋季宗教強調週間特別講演会などを通して公表、明示、伝達している。</p> <p>・学部においては、事業報告書において、大学の理念・目的に関連して、人文学部の「目標達成のための手段等」として全学基礎科目に「キリスト教入門」が設置されている。</p>	<p>神が学生に広く伝達されている。効果・成果については「広島女学院大学のキリスト教主義に関するアンケート（2019年度）」（宗教委員会、共通教育部門会議資料）に明確に表れている。</p> <p>・人文学部で教育理念の浸透、教育目的の達成のための手段として「キリスト教入門」が取り上げられていることは、理念および目的の適切な明示という点で有効である。</p>	<p>の方法について、一部改善すべき点があることが明らかになった。</p> <p>・目標達成のためには評価項目としても取り上げることが望ましい。また、人間生活学部においても人文学部と同様の取り扱いがなされることが望ましい。</p>	<p>ンケート調査は継続予定だが、2020年度はコロナウイルス感染症の影響により、同様の調査は行うことができない見込み（年度末のみ実施予定）。</p> <p>・建学の精神と教育理念および目的の関連性について、教育の担い手である教員および職員の間で理解を深める機会（研修）が設けられることが望ましい。</p>
	○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表	大学全体 学部・研究科ともにホームページ上で閲覧できる状態にある。また学内に向けては、「Curriculum Book」や「大学院要覧」に掲載し、これをオリエンテーションの教材として使用して周知を図っている。	大学全体 一般に広く普及、利用されている媒体には掲載している。	大学全体 2学部、2研究科の間で大きな差異がないか定期的な検証が必要である。	大学全体 概ね良好と判断できるが、さらに新規手段（例えば動画などを採用した周知）も視野に入れた検討も始めていく必要がある。	
国際教養学部・人文学部 大学のホームページ上で閲覧できる。（根拠資料：ホームページ＞大学案内＞学部・学科の人材養成に関する目的と教育研究上の目的）		国際教養学部・人文学部 大学案内の項目から閲覧可能である。（根拠資料：ホームページ＞大学案内＞学部・学科の人材養成に関する目的と教育研究上の目的）	国際教養学部・人文学部 特になし	国際教養学部・人文学部 すべての人が大学のホームページから閲覧することができる。		
人間生活学部 大学の理念・目的については、学則により教職員間で共有し、学部の目的等については学内ポータルサイトにより常時参照することができる。 学生に対しては、学生要覧『Curriculum Book』に掲載するとともに、学内における学長講話など、学生に直接語りかける機会も設けている。 社会に対しては、大学のホームページにおける公表や、『大学案内』『学部学科紹介』などの刊行物により伝えている。また、学外における学長講演をはじめ、高校における教員による大学説明など、あら		人間生活学部 あらゆる媒体を利用して、周知、公表していること。	人間生活学部 学生募集の点で、高校生に、大学の理念・目的をよりわかりやすく具体的に伝える必要があると思われる、多様な媒体や表現方法を検討する必要がある。	人間生活学部 大学の理念・目的、学部学科の目的について、学則、学内ポータルサイトや大学ホームページ、『Curriculum Book』、『大学案内』『学部学科紹介』などの刊行物において公表している。		

			ゆる機会を利用して、周知に努めている。			
			大学院 大学院のホームページによる公表は行われていない。	大学院	大学院 ホームページへの掲載を行う場合は、両研究科で足並みをそろえる必要がある	大学院
			大学宗教委員長 ・キリスト教主義教育について、新入生向けにハンドブックならびにリーフレットを発行している。 ・前期および後期に主題および聖句を設定し、学内に掲示している。 ・チャペルだよりを年3回発行し、学期ごとの主題や、チャペルプログラムおよび宗教強調週間諸行事についての周知、広報を行っている。配布先は学生、保護者、教会、関連団体等。  【根拠資料】 ・ハンドブック ・リーフレット「私たちの大学はキリスト教主義の学校です」 ・チャペルだより	大学宗教委員長 ・当座必要な情報を網羅的に掲載したコンサイスなハンドブックであり、年度毎に掲載内容を見直している。 ・主題の決定については、宗教委員会において教育理念および目的、ならびに各学部・学科の学生の状況を踏まえた協議を経て行っており、学生や教職員により響くものが模索されている。 ・主題解説やチャペル予定表のほかに、学生や教職員によるコラムも掲載されており、親しみやすい内容が目指されている。	大学宗教委員長 各資料の活用が十分になされているか、検証の必要がある。前項に挙げたアンケート調査を検証に活用する予定だが、今年度は別の方法を検討する。	大学宗教委員長 「キリスト教入門」やその他のキリスト教関連科目における活用のほか、可能な範囲で活用が広がることが望ましい。
③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定	大学全体 2018年度から2022年度までの中期計画により財政を見据えながら中期的展望に立った計画・施策を設定して取り組んでいる。	大学全体 2018年度からの中期(5か年)計画に沿った進捗管理が行われている。	大学全体 長期的視点での計画は十分に検討されていない。	大学全体 2018年度、2019年度の2年間は計画と大きな齟齬はなく進捗している。	
		国際教養学部・人文学部 大学全体の中・長期計画に基づいて、年度ごとに学部、学科ごとの事業計画を策定し、計画を実行している。	国際教養学部・人文学部 国際教養学部、人文学部ともに学部学科の事業計画を、大学全体の中・長期計画と連動するように策定している。	国際教養学部・人文学部 特になし	国際教養学部・人文学部 将来を見据えた大学全体の中・長期計画と連動した年度ごとの事業計画が策定されている。	

			<p>人間生活学部</p> <p>①教育理念の実現。「ぶれない個」「多様な価値観・生き方」「寛容と協働の精神」を形成・育成する教育の確立。</p> <p>②ライフキャリア教育の確立。一生涯を視野に入れた教育プログラムを構築し、自らライフキャリアを築いていくための基礎力を育成する。</p> <p>③全学改組の着実な履行。2021年度の完成に向けて教育課程を着実に履行し、大学および各学部各学科の教育目標を確実に達成。</p> <p>④内部質保証の実質化。教育研究の質向上に絶えず努め、顕著な学習成果を達成する。</p> <p>⑤諸活動に関する方針の履行。高大連携、高大接続の推進。地域連携活動の推進により、大学と地域社会とのつながりを強化する。</p>	<p>人間生活学部</p> <p>①教育理念の実現に向けて、各学科のカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを作成し、公表していること。</p> <p>②授業カリキュラムに、ライフキャリア科目を新設したこと。学内外の様々な活動に学生が参加するように、各学科で支援を行っていること。</p> <p>③全学改組を着実に履行していること。</p> <p>④教育研究の質向上に努めていること。アクティブラーニングの積極的な導入。多様な入学者に合わせた教育プログラムの実行、個別指導や相談体制の充実。</p> <p>⑤高大連携として、高等学校等への出前授業など、学科教員が実施していること。地域連携活動として、各学科が複数のプロジェクトに取り組んでいること。</p>	<p>人間生活学部</p> <p>①定期的に、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーの見直しが必要。</p> <p>②ライフキャリア科目のほとんどを専任教員担当とした点は、学内におけるライフキャリア科目の重要性を表していると評価できるが、開講科目数の少なさや、専門性の偏りから生じる、履修者数の偏りや履修のしにくさなど問題点があり、今後の検討が必要となる。</p> <p>③特に問題はない。</p> <p>④今後、学生の多様化がさらに進んでいくと予想されるので、その対応を検討する必要がある。</p> <p>⑤あまりに多くのプロジェクトが同時進行している状況であり、教員の負担が大きすぎる。プロジェクトを整理する必要がある。</p>	<p>人間生活学部</p> <p>①ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一体性・整合性を確保するために、教育成果の可視化に努めている。アセスメント・ポリシー（2018年9月）に従い、教育成果の評価を行うことや、成績評価の基準についての見直しを行う予定である。</p> <p>②ライフキャリア教育については、長期的な観点からの検証が必要となり、将来的には卒業生の追跡調査を実施する必要がある。今後、エンパワーメント・センターを積極的に活用したい。</p> <p>③次年度以降も全学改組の着実な履行に努めるとともに、教育成果の評価を行い、完成年度以降のさらなる改革につなげる。</p> <p>④教育研究の質向上に努めている。</p> <p>⑤高大連携、地域連携活動などを各学科が推進している。</p>
			<p>大学院</p> <p>「ぶれない個」を形成する教育の確立、「多様な価値観・生き方」を形成する教育の確立、「寛容と協働の精神」を育成する教育の確立の実現を目標とし、社会に貢献できる人材の育成に必要な研究環境を整える。（『2019年度事業報告』）</p>	<p>大学院</p> <p>人間生活学研究科は、生活文化学専攻と生活科学専攻により構成されており、生活経営、生活文化、生活造形、健康形成、健康管理、生活環境、地球環境という多様な専門群を擁している。</p>	<p>大学院</p> <p>学生の定員確保</p>	<p>大学院</p> <p>大学の理念である「ぶれない個」「多様性」「寛容と協働」の実現のために、大学院の研究環境、教育システム、教員人材の充実を図る必要がある。学生が自身の専門領域のみを追求するのではなく、ライフキャリア教育を通して、女性が社会で活躍するために必要な多様な学問を修得す</p>

						る。さらに、一級建築士資格、中高家庭科教職専修免許、管理栄養士等の職業に結びつくより高度な実学教育を通して、地域や世界で活躍する女性専門家、女性研究者の育成を目指す。
--	--	--	--	--	--	---

基準	点検・評価項目	評価の視点	(1) 現状説明	(2) 長所・特色	(3) 問題点	(4) 全体のまとめ
<b>基準2 内部質保証</b> <b>【担当部署】</b> <b>副学長</b>	① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)	「広島女学院大学の諸活動に関する方針」において内部質保証に関する方針を定めている。内部質保証の組織及び手続きについては内部質保証委員会規程で明示している。	特になし	特になし	特になし
	② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備 ○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成	内部質保証委員会を中心とした内部質保証の体制を整備し、定期的に継続して取り組んでいる。	特になし	特になし	特になし
	③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設	内部質保証委員会は6月、10月、翌年2月に定例として開催することが規定されている。2019年度においても規程どおりに開催して、認証評価の結果をふまえた改善策について検討した。	特になし	・「内部質保証委員会」と「IR委員会」の連携については、IR委員会が提供する卒業生アンケートの結果を第1回内部質保証委員	指摘された問題点をふまえて、教学システムの内部質保証の推進及び外部評価の導入について具体的な検討を行うことが求められる。

		<p>定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み</li> <li>○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応</li> <li>○点検・評価における客観性、妥当性の確保</li> </ul>			<p>会(6月開催)において報告をする。この報告内容に基づいて施設設備や職員の対応等に関する改善策を検討し、優先度を考慮して検討・実施してきた。今後は、アセスメント・ポリシーに基づく学習成果の可視化を実現し、これに従って教学システムの内部質保証に着手する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価の実現に向けて検討を進める必要がある。</li> </ul>	
④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表</li> <li>○公表する情報の正確性、信頼性</li> <li>○公表する情報の適切な更新</li> </ul>	<p>学校教育法及び同施行規則に定められた教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等についての情報を漏れなく公表している。</p> <p>また、公表する情報の正確性、信頼性については、情報管理委員会において検証し、毎年更新することになっている。</p>	特になし	特になし	特になし	
⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性</li> <li>○適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価</li> <li>○点検・評価結果に基づく改善・向上</li> </ul>	<p>2019年10月の大学評議会において、「2018年度内部質保証委員会活動報告書」に基づいた内部質保証システムの有効性の検証を行った。</p>	特になし	<p>2018年度認証評価の現地調査において、内部質保証委員会の構成メンバーと、内部質保証の適切性を検証する大学評議会の構成メンバーがかなり重複していることが指摘された。このことをふまえて、内部質保証委員会のメンバー構成等について検討していく必要がある。</p>	<p>今後も大学評議会による内部質保証システムの適切性の検証を継続させる必要がある。ただし、本学の教職員数等を考慮すると内部質保証委員会と大学評議会のメンバー構成を大きく変えることは難しい。</p>	

基準	点検・評価項目	評価の視点	(1) 現状説明	(2) 長所・特色	(3) 問題点	(4) 全体のまとめ
<b>基準3 教育研究組織</b> <b>【担当小委員会】</b> <b>管理運営・内部質保証</b> <b>評価小委員会</b>	① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	○大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性 ○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性 ○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮	<p>キリスト教主義に基づくリベラルアーツ教育を通じて、女性の人格教育を行うことを理念とし、その実現のために2018（平成30）年度に大幅な学部改組を行った。その結果、国際教養学部に加え、人間生活学部のうち生活デザイン・建築学科、幼児教育心理学科を募集停止とした。そのうえで、新たに2つの学科からなる人文学部を設けるとともに、人間生活学部については継続する学科に加えて、生活デザイン学科及び児童教育学科を新設し、現在では3学科（生活デザイン、管理栄養、児童教育）による構成となった。こうした改組は、大学の現状及び社会からの要請に応えるものであり、現在の学部の設置状況については、大学の理念・目的に基づいたものといえる。</p> <p>なお、研究科については、2017（平成29）年度に言語文化研究科博士後期課程を募集停止とし、2018（平成30）年度からは言語文化研究科博士前期課程を修士課程に変更したうえで、現在は、言語文化研究科及び人間生活学研究科に修士課程を設置している。</p> <p>その他、附置研究所及びセンターとして、「宗教センター」「アカデミック・サポート・センター」「国際交流センター」「ボランティアセンター」「地域連携センター」に加え、「障がい学生高等教育支援室」及び「総合研究所」を設置している。なかでも、「宗教センター」は、「キリスト教主義に基づく人格教育」の基幹として学生の人格的成長を支援しているほか、他のセンターでもさまざまな活動を通じて大学の理念・目的に基づく取組みを行っており、適切な教育研究組織を編制している。</p>	大学の理念・目的をふまえた上で議論を重ね、2018年度改組に向けての学部・学科構成を決定し、教育課程の編成を行ったので、大学の理念・目的に適合した教育研究組織を編制できたと判断している。宗教センターにおいて、本学の建学の精神である「キリスト教主義に基づく人格教育」の基幹となる活動を行っており、キリスト教教育活動及びそれに隣接する諸活動について多様性に富んだ企画・運営を行うことで、学生の人格的成長を支援している。	附置しているセンター等の業務を精査することで、センター間の連携を強化し機能的な運営ができるようにする必要がある。例えば、地域連携センター、ボランティアセンター、総合研究所が担っている社会連携機能を統合し、社会貢献を一層推進できるようにすることなどが求められる。	2018（平成30）年度の改組の結果、学部・研究科や附置研究所やセンターは大学の理念・目的の実現のために適切に設置しており、特に「宗教センター」は、「キリスト教主義に基づく人格教育」の基幹として機能している。なお、教育研究組織に関する定期的な点検・評価は、各部局が『自己点検・評価報告書』をまとめ、「内部質保証委員会」に提出し、同委員会において検討し、具体的な改善策を策定して改善に取り組んでいる。
	② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを	○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	教育研究組織の適切性については、自己点検評価委員会での審議を経て提出される自己点検評価表に基づき、内部質保証委員会で改善に向けた取り組み内容（改善事項、担当部署、期限）を決めて、進捗管理を行うしくみになっている。	内部質保証委員会が機能し、PDCAサイクルが回っている。	特になし	大学の財政とのバランスを取りながら適正な教員研究組織を維持していくためには、理事会との連携を従来以上に強化することが望ましい。

	行っているか。					
--	---------	--	--	--	--	--

基準	点検・評価項目	評価の視点	(1) 現状説明	(2) 長所・特色	(3) 問題点	(4) 全体のまとめ
<b>基準 4 教育課程・学習成果</b>  <b>【担当小委員会】</b> <b>教育・研究評価小委員会</b>	① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表	・大学のディプロマポリシー（以下、DP）に従い、学部および学科別に DP を定め、Curriculum Book に明記し公表している	・学科の特性を表現しつつ、大学 DP に沿った学科 DP を作成できている。	・DP に沿った教育が行われていることの評価を定期的に行う必要がある。	・DP、CP は適切に公表されている。2021 年度（完成年度）までに順次 DP、CP 及び DP と CP の関連について評価をしていく必要がある。
	② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	・各学科の特性に合わせたカリキュラム・ポリシー（以下、CP）、及び、各学科 DP につながる科目群を整理したカリキュラム・マップを Curriculum Book で公表している。	・CP を大学、学科ごとに整理できている。	・CP に沿った教育が行われていることの評価を定期的に行う必要がある。	
	③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系的性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわし	・CP に従い、「基礎科目」「ライフキャリア科目」「専門科目」「関連科目Ⅰ・Ⅱ」を配置している。学科毎に「専門科目」「関連科目Ⅰ・Ⅱ」についてはカリキュラム・マップにおいて履修年次・学期、必修・選択別等を示し体系を明確にしている。また、各学期の配置単位数は単位上限も想定して配慮されている。  ・カリキュラム・マップと DP・CP との関係性の検証を行う必要があることを学務委員会（2019 年 6 月 25 日（火））で示した。  ・FD 研修会を実施（6/26、8/7、9/17、12/26、1/7）。学科単位で現カリキュラムと DP との整合性を整理した。また、個々の科目のカリキュラム上の位置づけを整理するためにカリキュラムチェッ	・CP に沿って整理した 2018 年度カリキュラムの各科目を順次開講できている。	・DP、CP に沿った科目構成であることの評価を定期的に行う必要がある。  ・カリキュラム上の位置づけを見据えた上での、①各科目の到達目標とルーブリック評価の整合性、②4 段階評価の適切性、③ルーブリック評価項目間の比重と成績評価との連動	・それぞれの科目において、授業内容や到達度が CP やカリキュラム・マップ上の位置づけと適合しているか、さらにはマップ上の関連科目との連携が適切に取れているか等について定期的に確認をしていく。



		<p>い教育内容の設定          (&lt;学士課程&gt;初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等          &lt;修士課程、博士課程&gt;コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等)</p> <p>○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>	<p>クリストを作成し、カリキュラム・マネジメントの確立に向けた取り組みを開始した。</p>		<p>性等について検証が必要である。</p>	
④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<p>○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)</li> <li>・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)</li> <li>・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</li> </ul> <p>&lt;学士課程&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業形態に配慮した1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4年次も履修登録上限の設定が適用されるように変更した(2019年度運用開始)。</li> <li>・成績優秀者の基準である GPA2.3 が実態として機能するよう、学務委員会(2019年7月30日)において、学科ごとの GPA を示し、成績評価の在り方の検討の必要性を示した。</li> <li>・スチューデント・アシスタント制度を整え(学務委員会、2019年9月24日)、学生はアクティブラーニング形式で行う授業の補助を行えるようにし、学生の授業へのかかわりの場を作った。</li> <li>・成績不振学生、不登校学生への組織的な対応を整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学科ごとの GPA の開示を定期的に行うことができ、単位の実質化に意識を向けることができている。</li> <li>・SA 制度による学生の積極的な授業へのかかわりや、補習制度による学習支援など、具体的なシステムの構築ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修登録上限や成績優秀者の基準については特に問題はない。</li> <li>・実際の制度を運用して課題を抽出していく。特に補習については教員の負担増にもつながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの項目について、引き続き経過を評価していく。</li> </ul>	

		<p>授業あたりの学生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な履修指導の実施 &lt;修士課程、博士課程&gt;</li> <li>研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施</li> </ul>	<p>え(学務委員会、2019年12月24日)、基礎科目については共通教育部門の教員で補習をすることを決めた。専門科目については、学科で対応を考えることとなった。</p>			
⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単位制度の趣旨に基づく単位認定</li> <li>既修得単位の適切な認定</li> <li>成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</li> <li>卒業・修了要件の明示</li> </ul> <p>○学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示</li> <li>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置</li> <li>学位授与に係る責任体制及び手続の明示・適切な学位授与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単位の実質化に向けた対応として、4年次生の履修単位上限の設定を行い、成績優秀者の基準(GPA2.3)の実質化を行っている。</li> <li>ルーブリックによる到達目標の設定とそれに従った成績評価を行っている。</li> <li>学位論文の審査方法は学科ごとに規定に示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全教科についてルーブリック評価を設定し、学生自身で授業毎に自己評価を行っており、教員評価との比較ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GP1~4のそれぞれの位置づけと教員がそれぞれの科目に設定している到達目標(ルーブリック)の設定との相関関係があることが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単位実質化に向けた議論を学務委員会、各学科会等において引き続き行う必要がある。</li> </ul>	
⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<p>○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</p> <p>○学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生の学習成果の把握として、学生の成長を学生による「自己評価」およびGPSアカデミック(2020年度より導入)で評価する体制を整えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の評価視点から成果を検討することが可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学内での教育成果と卒業後評価との連動がまだできていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まずはGPSアカデミックによる結果から、学習成果の評価を進めていく。</li> </ul>	

		≪学習成果の測定方法例≫ ・アセスメント・テスト ・ループリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取				
	⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	・FD委員会と学務委員会が共同でFD研修会(「成績評価とループリックの連動～カリキュラムマネジメントの確立に向けて～」、2019年8月7日)を実施した。	・教育課程の内容、方法について、研修会を共有することで教員間での理解の統一を図れる。	・点検結果からの改善まで至っていない。	・FD委員会を介して、引き続きこの点検、評価を行っていく必要がある。

基準	点検・評価項目	評価の視点	(1) 現状説明	(2) 長所・特色	(3) 問題点	(4) 全体のまとめ
<b>基準5 学生の受け入れ</b>  <b>【担当小委員会】</b> <b>アドミッション評価小委員会</b>	① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表  ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像	・本学では、大学全体のディプロマ・ポリシー(DP)及び各学部・学科のDP、本学が定める「養成する人材及び教育目標」に基づき、アドミッション・ポリシー(AP)を設定している。 各学部・学科のAPは「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」として集約しており、すべての内容はホームページ上に公表している。また、『2020広島女学院大学入試ガイド』に明記して入学希望者に対して周知するようにしている。  ・APにおいて求める学生の学力水準、能力等を定めるにあたって、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」に照らし合わせ、入学に際して求められる学力・資質・態度等を各選抜方法ごとに設定している。これにより、求める学生像に見合った多様な入	大学DPに基づくAPの設定が各学科でできており、さらに入試制度ごとにAPに基づく選抜方法の設定ができています。そのため、多彩な入試形態を有効に活用した学生の獲得を進めることができている。	特になし	大学全体のDPに基づく学科ごとのDPの設定、それに基づいたAPの設定ができており、大学全体で一体化した学生の受け入れ方針を設定できている。さらにAPと学力の3要素とを結びつけた選抜方法の選定が各入試でなされており、入試ごとに人材育成の観点も踏まえたより詳細な方針を示すことができている。こうした方針は、ホームページや入試ガイドで適切に公表できている。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学希望者に求める水準等の判定方法</li> </ul>	<p>試を実現できるよう配慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学前の学習歴については、調査書や出願書類などに加えて、公募制推薦入試及び一般入試前期・後期日程において、入学前に取得した外部資格・検定試験の成績を利用する選抜方法を導入している。これにより、入学前の学習成果を適切に評価するとともに、求める学生の力をより多様かつ詳細に捉えることができるようにしている。</li> <li>・各学科の AP に従って入試ごとの評価内容を定めて、『2020 広島女学院大学入試 ガイド』を通して入学希望者に開示している。これによって、入学希望者が各選抜方法で求められる評価の内容と水準を確認することができ、適切な受験方法を選択できるよう配慮している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部資格・検定試験を積極的に導入することで、高校での学びや努力の成果をより評価できる体制になってきている。</li> </ul>		
② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定</li> <li>○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学科では、AP に基づき、オープンセミナー入試、A0 入試、指定校制推薦入試、公募制推薦入試、特待生入試、一般入試(前期・後期)、大学入試センター試験利用入試及び特別入試に、入学に際して求められる学力・資質・態度等を設定し、各入試の選抜方法を決定している。これにより、各学科の教育目標及び AP に従って、それぞれの専門性に適合した入学者を確保できるとともに、特定の学力・資質に偏ることなく、多様な観点から選抜が行えるよう配慮している。</li> <li>・入試委員会は、学長を委員長とし、副学長、入試部長、学部長、学科長及び入試実行委員長をもって構成されており、AP、入学者選抜方法、入試日程、入試科目等の入学者選抜に関わる意思決定は、入試委員会の議を経て学長によって行われている。また、入試委員会は、当該年度の入試結果の総括を行い、次年度に向けての改善についての検討も行っている。</li> <li>・入試委員会における決定事項は学部長、学科長を通じて各学部・学科へ、入試実施に関する事項は入試実行委員長を通じて入試実行委員会へ直接通知される。</li> </ul>		特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AP に基づいた各入試の方針により、多彩な選抜方法で入学者の選抜を行うことができている。入試選抜に関わる重要事項の決定は、学長を委員長とする入試委員会で適切に審議され、全学教授会の議を経て、学長が決定し、実施することができている。入試判定についても、入試実行委員の主導のもと実行し、入試委員会で策定した判定資料をもとに、全学教授会の合否判定を経て、学長が最終的に決定する体制が取れている。</li> <li>入学希望者への合理的な配慮についても、原則としてすべての希望者に対して、関係各部署との連携のもと、試験への対応を行っている。</li> </ul>	

		<p>○公正な入学者選抜の実施</p> <p>○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</p>	<p>・入学者選抜の実施業務については、入試実行委員会が主導して遂行している。各学科における入試の試験実施、採点、書類審査、面接等の業務は、入試実行委員会の運営に従って、全学の専任教員及び大学職員によって実施されている。</p> <p>・受験者の入試成績に関するデータは入試課において厳重に管理され、入試実行委員会において入試判定のための資料が準備される。</p> <p>・入試判定は、入試委員会において各学科の合格基準に関する案が作成され、教授会に提案される。教授会は入試判定資料に基づいて合否を判定し、判定結果を学長に報告し、学長が最終的な決定を行う。</p> <p>・教授会に提示される入試判定資料は、受験者の個人情報は一切記載されていない成績一覧表であり、判定に恣意的な操作が含まれる余地がないよう、配慮している。</p> <p>・入学希望者への合理的な配慮として、入学希望者からの要請があれば、原則としてすべての希望者に対して、試験への合理的配慮を実施している。</p> <p>・身体に病気・負傷や障がい等のある志願者で、受験上および修学上の配慮を必要とする場合は、事前相談を受け付けている旨を、本学の入試ガイド及びホームページ等に記載している。</p> <p>・希望者からの連絡があれば、当該学科の学科長及び本学の障がい学生高等教育支援室と情報を共有し、試験問題や試験時間、試験室や座席、付添者の同伴等、受験生の状態に応じて適切な試験が実施できるよう十分に配慮している。</p> <p>・障がい学生高等教育支援室と連携することにより、入学後における修学上の合理的配慮についての情報も提供できるようにしている。</p>	<p>・2019年度は、オープンセミナー入試で1名、一般入試で2名の合理的配慮希望者があり、指針に従い適切な受験ができるよう十分な配慮を行なった。</p>		
③ 適切な定員を設定して学生の受け入れ	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学		<p>&lt;学士課程&gt;</p> <p>・過去5年間の入学者比率や在籍学生比率は100%</p>	・2018年度の改組後の3年間の	・2020年度入試の結果か	・2018年度の改組後の定員充

<p>を行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。</p>	<p>生数の管理          &lt;学士課程&gt;          ・入学定員に対する入学者数比率          ・編入学定員に対する編入学生数比率          ・収容定員に対する在籍学生数比率          ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応</p> <p>&lt;修士課程、博士課程、専門職学位課程&gt;          ・収容定員に対する在籍学生数比率</p>	<p>に満たなかったが、2018年度の改組において入学者の確保に向けて適正な定員の設定が検討され、2018年度以降の定員は、人文学部105名(国際英語学科65名、日本文化学科40名)及び人間生活学部225名(生活デザイン学科65名、管理栄養学科70名、児童教育学科90名)となっている。</p> <p>・改組後の2018年度から2020年度までの入学者選抜の結果、改組後3年間の各学部・学科の入学者数及び入学定員充足率は次のとおりであった。人文学部では、国際英語学科194名(充足率99%)、日本文化学科146名(同122%)となり学部の充足率は108%であった。人間生活学部では、生活デザイン学科248名(同127%)、管理栄養学科220名(同105%)、児童教育学科223名(同83%)、学部の充足率は102%となり、大学全体での充足率は104%となった。これに対して2020年度入試の結果は、国際英語学部44名(充足率68%)、日本文化学科51名(同128%)であり、学部の充足率は90%であった。人間生活学部では、生活デザイン学科83名(同128%)、管理栄養学科71名(同101%)、児童教育学科63名(同70%)、学部の充足率は96%であった。</p> <p>・本学の全学科では編入学のための定員を設けておらず、入学定員に欠員が生じた場合に編入学の募集を行うことにしているため、編入学生数は少数にとどまっている。</p>	<p>入学者で見た場合、定員充足率の平均は人文学部で108%、人間生活学部で102%、全学で104%であり、改組前に比べて、大幅に回復している。</p>	<p>ら定員充足率を見た場合、人文学部で90%、人間生活学部で96%、全学で94%であり、両学部ともに定員を下回る結果となった。また、充足率は2018年度から下降傾向にあり、同時に充足率を満たしている学科と満たしていない学科との開きも大きくなっていることから、充足率を満たしていない学科への進学需要の情報を参考にした入試広報による教育内容の魅力の発信や教育研究の改善を行い、定員確保に向けて努める必要がある。</p> <p>・景気情勢の影響を受け、学部生の就職率が高まり、大学院進学率が低迷した状態が続いている。大学院進学率の魅力を学部生に発信するとともに、社会人の進学者を促す情報発信も必要である。</p>	<p>足率の平均値は全学で104%であり、定員を確保できている状態にあるが、充足率は2018年度以降、低下傾向にある。充足率を満たしていない学科における、学科としての新しい取り組みの実施や情報発信の改善、教育研究に対する改善を行うことが必要である。また、定員充足のために大学全体としての改善に向けた一体感のある取り組みを行う必要がある。</p> <p>・人間生活学研究科については、入学者の増加が見られたが、全学的に入学者数の少ない状態が続いている。大学院進学については、景気情勢や学部生の就職率が大きく影響してくるため、学部生への情報発信のみでなく、社会人への情報発信についても、継続的に行う必要がある。</p>
<p>④ 学生の受け入れの適切性について定期</p>	<p>○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価</p>	<p>・各年度の入学者選抜がすべて終了した時点で、入試委員会において当該年度の入試結果に基づく点</p>			<p>・点検・評価については、入試委員会にて年度終了後に入試</p>

	<p>的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<p>検・評価を行い、入試制度全般の改善について検討した上で、次年度の入試要項の作成を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠資料としては、「選抜方法ごとの志願者数」、「合格者数」、「入学手続率」等の入試結果データに加えて、「オープンキャンパスへの参加者数」、「同アンケート結果」、「入学後の学生の修学状況」等も参照しながら、募集人員の適正配分、試験科目の見直し、新たな選抜方法の導入などの改善を行っている。</li> <li>・入試委員会では入試結果に基づく点検・評価を実施し、次年度の入学者選抜方法の改善を行ってきた。2020年度入試においては、2019年度入試の形態を引き継ぐとともに、2019年度の点検・評価に基づき、入試ガイドにおける各入試の出願資格の明記、AO入試における試験科目の変更、外部資格・検定試験の成績利用の拡充、一般入試の試験科目の変更を行った。</li> <li>・入試委員会において、2021年度入試から適用される新入試制度に伴う入試の改定（総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜の選抜方法、入試スケジュール、入試科目や入試問題、大学入学共通テストの利用方法等）について検討を重ね、改定の詳細の決定した（2021広島女学院大学入試ガイド）。</li> <li>・2021年度入試について、総合型選抜にオープンセミナー型入試と活動評価型入試、学校推薦型入試に指定校制推薦入試と公募制推薦入試、一般選抜に一般選抜入試（前期・後期）と大学入学共通テスト利用入試を設定し、それぞれの入試について学科のAPに基づく「選抜形態ごとの評価内容」を設定した。</li> <li>・文部科学省の大学入試改革により2021年度入試の方針・内容については、6月に開催された高校教</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の入試結果や諸情報に基づき、各学科の入試別の入学目標人数を設定している。これにより、1年を通しての広報戦略の組み立てや、状況に合わせた対策を設定しやすくなっている。</li> <li>・2021年度入試に向けての準備を計画的に行うことができおり、2020年度までに決定が必要となる事項を全て決定することができている。</li> <li>・入試の変更点の情報公開も段階的に行うことができている。</li> </ul>	<p>結果や入学者、オープンキャンパス来場者等の客観的数値情報、アンケート情報に基づき、点検・評価を行い、それに基づいた入試制度の見直しや入試要項の作成ができています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入試制度改革に伴う2021年度入試の変更も諸情報を検討の上、計画的に進めることができおり、新入試制度へ変更に伴う情報も公表できている。</li> <li>・新型コロナウイルスの大学の行事活動への影響が3月から顕在化しており、今後も状況に応じた対策を講じていく必要がある。</li> </ul>
--	--	--------------------------	---	--	---

			<p>員対象入試説明会で説明するとともに、変更内容をまとめた『2021年度広島女学院大学入学者選抜について』をホームページのニュースに6月、9月、11月に段階的に掲載し、進捗状況を随時公表した。</p> <p>・入試委員会において、新型コロナウイルスの影響を受け、2021年度入試の広報を行う予定であった3月の「春のオープンキャンパス」を中止とすることが決まり、4月以降の入試に関わる行事、活動等への影響や対策についても話し合われた。</p>		<p>・新型コロナウイルスの影響が顕在化してきたため、これまでに決定した予定が実行できるか不透明な状態になっている。2020年度以降、社会的な情勢を踏まえた対応や変更を、入試委員会を含め全学的に決定していく必要がある。</p>	
--	--	--	---	--	---	--

基準	点検・評価項目	評価の視点	(1) 現状説明	(2) 長所・特色	(3) 問題点	(4) 全体のまとめ
<p><b>基準6 教員・教員組織</b></p> <p>【担当小委員会】 <b>全学人事委員会</b></p>	<p>① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。</p>	<p>○大学として求める教員像の設定</p> <p>・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等</p> <p>○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針</p> <p>(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示</p>	<p>「広島女学院大学の諸活動に関する方針」において、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を定めている。求める教員像については、「キリスト教主義に基づく本学の建学精神及び理念・目的、教育目標を十分に理解したうえで学生の教育と研究に強い情熱を有しており、優れた教育力と高度な専門性を向上させるための研鑽と努力を惜しまない、人間性豊かな人物であること」を定め、教員組織の編制方針については、設置基準に則った専任教員を配置し教育目標の達成のために十分な教員組織を編制すること、求める教員像及び担当授業科目との適合性について厳正かつ透明性のある審査を実施すること、教員の資質向上を図り授業改善に取り組むことを掲げている。また、「広島女学院大学全学人事委員会規程」において、教育目標を達成するため、教員組織の編制にあたって、求める教員像及び担当授業科目との適合性について厳正に審査することが明示されている。これらの求める教員像及び教員組織の編制方針については、ホームページで適切に公表している。なお、採用・昇格の折に、その手続の過程で、建学の</p>	<p>全学人事委員会を設置して全学的な見地から各学部・学科の教員配置を行うようにしたことで、専門領域、年齢構成、男女比等のバランスに配慮した教員組織を編制できるようになった。</p> <p>学部・研究科ともに、教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び選考・審査の手続きに関する規程を整備したうえで、客観的な資料に基づいて公正かつ厳格な採用・昇任を実施している。</p>	<p>本学の場合、大学院研究科専任の教員を採用するケースは原則としてない。教員の採用において、学部と研究科のバランスを考慮しながらの採用人事になるので非常に難しい面がある。</p>	<p>求める教員像及び教員組織の編制方針は、建学の精神である「キリスト教主義を基盤とした人格教育」に基づくものであり、大学ホームページに明示している（『点検・評価報告書』67頁）。求める教員像については採用・昇格の折にその手続の過程で必ず確認している点からも、学内で共有されているといえるが、教員組織の編制方針は学部・研究科ごとに策定することが望まれる。</p> <p>ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という）については、全学組織である「FD委員会」が中心となり、教務課やキャリアセンター等の各部署と連携しながら、授業内容、教育方法、教育成果</p>



			精神である「キリスト教主義を基盤とした人格教育」を目指すことを必ず確認している点からも、求める教員像を学内で適切に共有しているといえる。			の改善を図っていることが認められる。懸案であった大学院固有のFD研修も2019年度には実施された。
② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数</li> <li>○適切な教員組織編制のための措置</li> <li>・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置</li> <li>・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置</li> <li>・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む)</li> <li>・教員の授業担当負担への適切な配慮</li> <li>・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置</li> <li>○学士課程における教養教育の運営体制</li> </ul>	<p>専任教員数については、2018(平成30)年度以降、大学設置基準を満たす専任教員数となっている。</p> <p>研究科においても2018(平成30)年度以降、大学院設置基準を満たす教員数となっている。</p> <p>教員組織の編制にあたっては、教員組織の編制方針に沿って、全学共通科目は主に専任教員を配置しているほか、国際性への対応として英語ネイティブ教員を採用している。各学部・学科においても、それぞれの教育課程の目的を達成するために必要な教員を適切に配置している。また、教員の採用・昇格の際に考慮すべき年齢構成については30, 40, 50, 60歳代がほぼ均等で、男女29:27で、概ねバランスが取れている。さらに、教員の担当科目を検討する際には、教員の1学期あたりの授業時間数を12時間(6科目相当)と定め、1週のうち1日を研究日とすることで研究時間の確保にも配慮している。なお、研究科の教員については、任用審査の際に専門領域や教育歴・業績等を確認し、それに基づいて担当科目等の配置を検討している。以上のことから、適切な教員組織が編制されているといえる。</p>	2019年度に学長室会議、将来計画委員会、全学人事委員会で議論を重ね、大学全体の教員数を52名(助教を除く)という素案を提示した。	社会の変動が激しい今日、教員組織や教員数について小まめに見直すしくみがあることが望ましい。	長年の懸案であった教員数が素案として提示できたことで、大学経営がより精緻なものになると期待される。	
③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備</li> <li>○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施</li> </ul>	<p>教員の募集・採用及び昇任については、「広島女学院大学教育職員任用規程」に定めた職位ごとの資格基準及び手続に沿って行われている。その際、研究業績については内規で定めた基準で評価している。大学院では「広島女学院大学大学院研究科委員会規程」に基づき、「教員審査小委員会内規」を定め、これに従って担当教員としての任用の可否を審査しており、適切である。</p> <p>採用については、募集は公募を原則としており、学部長と学科長主導で専門領域を考慮して選考委員を選任することで選考委員会を組織し、候補者を選考・審査のうえ、全学人事委員会で検討し、学長</p>	教員の募集、採用、昇任に関する学内規程、主管部署に関しては十分に整理されている。	特になし	特になし	

			が決定している。なお、採用にあたっては全学人事委員会で採用方針を決定したうえでやっている（全学人事委員会規程）。			
④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用	FD活動については、「広島女学院大学FD委員会規程」に従い、全学組織である「FD委員会」が中心となり、教務課や「キャリアセンター」等の各部署と連携しながら、授業内容、教育方法、教育成果の改善を図っている。具体的には、教育の改善・向上につなげるため、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果については学内で共有されており、適切である。また、毎年、FD研修会、SD研修会及び「FD・SD合同研修会」を実施しており、2019年度はFD研修会を5回、とFD・SD合同研修会を3回実施した。これに加えて、大学院固有のFD研修会を1回実施した（下記参照）。 教員業績については、各教員はインターネット上の研究者検索サイトに必ず登録し、そこに毎年の業績を掲載することで教員が相互に確認できるようにしている。また、各教員が行っている社会活動については、産官学等との連携活動、公開講座等の一部は「地域連携センター」が取りまとめており、これらを通じて活動業績を把握し、「大学評議会」への報告も行っているが、教員ごとに集約する体制が整えられていないことから、教員業績について総合的な分析を行っているとはいえないため、今後順次改善するべきである。  <b>大学院</b> ・2019年9月25日に「女性研究者育成に向けて魅力ある大学院教育」と題して、尾道市立大学大学院・灰谷教授と広島経済大学・重野准教授を講師として招いて実施した。	大学院固有のFD活動については、2019年度に実施しこの点は改善された。次年度からも継続して実施する予定である。	教員が行っている社会活動については「地域連携センター」が取りまとめているが、総合的な分析を行っているとはいえないのが課題である。	2019年度に関連する複数部署で職員の定年退職者が出た。これを受け、中長期的視点で地域連携センターとボランティアセンター、キャリアセンター間での分掌の見直し、組織の連携のあり方を再考する必要がある。	
⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向	○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	教員組織の適切性の点検・評価については、学長を委員長とする「全学人事委員会」において取り組んでいる。	教員組織の適切性の点検・評価については、内部質保証委員会において全学的な観点から改善・向上に向けた検討を行っており、これにより点検・評価の結果を継続的	教員評価のしくみが本学にはまだないため、早急に着手する必要がある。	教員評価については、2019年度に評価基準を中心にしくみづくりを終え、2020年度に仮運用を開始する予定とする。	

	けた取り組みを行っているか。			に改善・向上につなげる仕組みが動き出した。これと教員評価の導入を連携させていく必要がある。		
--	----------------	--	--	---	--	--

基準	点検・評価項目	評価の視点	(1) 現状説明	(2) 長所・特色	(3) 問題点	(4) 全体のまとめ
<b>基準7 学生支援</b>  <b>【担当小委員会】</b> <b>学生支援評価小委員会</b>	① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示	・「学生支援のてびき～チューター・ゼミ担当のてびき～」として、毎年度、年度頭に教職員に配布している	・教職員の学生支援の進め方を整理できている	・特になし	・年次顧問・学科長、教務課、学生課、キャリアセンター、健康管理センター、カウンセリングルーム、障がい学生高等教育支援室、宗教センター、ハラスメント相談員等が学生支援を行う体制づくりができている。
	② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	○学生支援体制の適切な整備 ○学生の修学に関する適切な支援の実施 ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ○学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の相談に応じる体制の整備	・本学の貸与奨学金は後期終盤に経済的に学費納入が困難になった学生が当座の学費を納入し、4月から日本学生支援機構の奨学金を申請できる(2018年に改正)ため、利用者は少ないが学生のセイフティーネットの役割は持っている。  ・成績不振、不登校学生等への組織的対応を整理した(前述、学務委員会、2019年12月24日)。	・概ね対応できている。	・成績不振等の学生への組織的対応の整理は行っただが、担当する教員等の負担増について、課題整理が必要である。	・学生支援として細かな対応ができるようになった。実際の運用を進めることで課題の整理を行っていく。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備</li> <li>・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮</li> <li>○学生の進路に関する適切な支援の実施</li> <li>・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備</li> <li>・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施</li> <li>○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施</li> <li>○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施</li> </ul>				
	③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価○点検・評価結果に基づく改善・向上	・総合学生支援センター会議を行っている。また、卒業生アンケートの実施により学生目線からの課題抽出を行い、改善に向けた対応を行っている。	・概ね対応できている。	・特になし	・今後も学生等の意見を受けながら対応の検討をしていく。

基準	点検・評価項目	評価の視点	(1) 現状説明	(2) 長所・特色	(3) 問題点	(4) 全体のまとめ
<b>基準 8 教育研究等環境</b> <b>【担当小委員会】</b> <b>教育研究等環境・財務</b> <b>評価小委員会</b>	① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示	「大学の諸活動に関する方針」に明示するとともに「Curriculum Book」に掲載することで学生に開示し、またホームページを通じて社会にも公開している。	卒業生アンケートなどにより改善点の把握を行い、整備を検討することとしている。	的確に優先順位をつけて効果的に取り組むことが求められる。	方針に基づき内部質保証委員会で改善・向上に向けての検討を行うこととしている。
	② 教育研究等環境に関する方針に基づき、	○施設、設備等の整備及び管理	ネットワーク敷設後、20年が経過し、全ての教室等には情報コンセントが整備され、無線 Wi-Fi も	本学のネットワークについては、ネットワークならびに対外接続	無線 Wi-Fi のアクセスポイントは、年々利用箇所が	本学の無線 Wi-Fi 環境については、学生からの強い要望も

	<p>必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備</li> <li>・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保</li> <li>・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備</li> <li>・学生の自主的な学習を促進するための環境整備</li> </ul> <p>○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み</p>	<p>毎年予算化し整備を進めている。また、今年度も学生の利用増加に対応すべく、対外接続の増速ならびに冗長化を図った。</p> <p>バリアフリーへの対応として、傾斜地という立地条件であるが、入学生からの事前要望を聞き、移動等で支障ある場合は、施設の改修ならびに教室変更等で対応している。</p> <p>学生（教職員）の情報倫理教育に関しては、規程ならびにポリシー、ガイドライン等で年1回研修を兼ねた自己点検のアンケートを実施し、またWebで情報提供し、セキュリティの再認識を行っている。</p>	<p>を学生系、教職員系に分けセキュリティ面で安全性を確保している。また、DNSサーバをクラウド化したことにより、電気保安点検等による停電を気にすることなくメール、ホームページ等が利用できるようになった。</p>	<p>整備され、学生の利便性がよくなり利用者数も増加している。しかし、TV会議等のリモート接続の積極的な利用により双方向の通信が増えており、今後各建物のフロアスイッチの増速整備のための予算確保が必要である。</p> <p>また、サーバのクラウド化により対外接続にアクセスする頻度も増加傾向にあり、今後状況を見つつ適切な帯域を確保する必要がある。</p>	<p>あり主要な箇所では、利用可能な環境になりつつある。</p> <p>しかし、今年度整備が予定されているアクティブラーニングが可能な教室においては、まだ整備が追いついていない状況である。今後はその教室で利用するノートパソコンの整備及びWi-Fi認証方法の検討を含め再検討が急がれるところである。また、ファイルサーバも利用が増え、今後学外でも利用できるようなネットワーク等の構成変更も検討する必要がある。</p>
<p>③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○図書資料の整備と図書利用環境の整備</li> <li>・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備</li> <li>・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備</li> <li>・学術情報へのアクセスに関する対応</li> <li>・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備</li> </ul> <p>○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書資料は1,520冊を受け入れた。蔵書冊数は287,715冊となった。パソコンは73台、貸出用ノートパソコンは19台である。学術雑誌については、各大学からの寄贈、および各学科図書費により購入している。</li> <li>・国立情報学研究所のSINETとつながり、CiNiiを利用することが出来る。</li> </ul> <p>・座席数は381、開館時間は原則、平日8時45分～20時、土曜日8時45分～17時。</p> <p>1年生を対象として、「初年次セミナー」の1コマを用いて、図書館ガイダンスを行っている。</p> <p>3・4年生に対しては、卒論作成に向けての文献検索ガイダンスをゼミ担当教員と協力して行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の図書課員（司書）は3名、派遣職員は5名（夜間開館2名含む）、アルバイトは3名。</li> <li>ラーニングアドバイザーが月～金（時間は曜日</li> </ul>	<p>本学の規模からすると蔵書数等、図書館としての機能は果たしている。卒業生のアンケートも概ね良好である。図書館ガイダンスの欠席者に対して、課員が個別に対応している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の図書館入館者数、学生の一人当たりの貸出冊数が低下している。2017年度から2018年度は微減であったが、長期低下傾向にある。特に、学生一人あたりの貸出冊数は、2018年度6冊となり、全国平均の7冊を下回った。下回ったのは初めてのことである。しかし、2019年度は課題図書の実施により、入館者数が学外者を除いて、2,734名増となった。</li> <li>・図書費の予算が、過去の予算より減額の状態が続いている。このまま続くと、図書資料の整備に支障が出る恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた予算のなかで、必要な図書を厳選して購入する。学生の図書館利用の低下、特に貸出冊数の減少に対して、対応として、図書委員の教員を中心に、単位レポート等に、必ず図書館の資料を借り、引用することを課す、課題図書を設ける。</li> </ul>	

			により不定) 常駐している。			
④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	<p>○研究活動を促進させるための条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学としての研究に対する基本的な考えの明示</li> <li>・研究費の適切な支給</li> <li>・外部資金獲得のための支援</li> <li>・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等</li> <li>・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者倫理に基づき不正行為を行うことなく、研究者としての自覚と自由意志に基づき研究を行う。</li> <li>・①「個人研究費」15万円に加え、本学の研究助成として②「広島女学院大学学術研究助成」(個人、共同、学術図書出版助成)(予算800万円)と、2019年度設置の③「広島女学院大学学長裁量経費(研究活動助成)」(予算500万円)、本学院を会場に全国規模の学会を開催する際の運営費助成の④「広島女学院大学学会特別助成」(予算10万円)がある。②は、科研費等外部公的資金を交付されていない研究課題を対象とし、③は、外部公的資金が交付されている者を交付対象とする。2019年度の交付件数は、②が15件、③が5件であった。②への申請条件として、当該年度の科研費に応募することになっている。また、研究成果の発表として、総合研究所委員会が編集、発行の責任を負う「論集」及び「叢書」にも、ほぼ毎年申請があり、2019年度は論集6件、叢書1件を発行した。</li> <li>・外部資金の獲得については、2019年度は科研費が14件の申請に対し1件の新規採択、公益財団法人等による助成は3件、民間企業や他の研究機関との共同研究が1件であった。2017年度から刊行している「シーズ集」は、民間企業、官公庁等外部機関からの受託研究を促進するための定期刊行物で、2019年度は第4号を発行した。</li> <li>・研究室のパソコンは、学科予算か研究費で購入し、整備されている。週1日の研究日は確保されているが、授業準備や高校訪問に宛てられることもある。教員が、研究時間を確保できるよう、総合研究所は、学内外の研究費の取得と執行に必要な情報提供や提出書類に関する支援を行っている。</li> <li>・TA, RAに関しては、TAは規程上SA(ステューデント・アシスタント)が任用し、授業補助等を行っている。RAに</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人研究費は、個人の研究に比較的柔軟に活用することができる。また、学内助成のうち、「広島女学院大学学術研究助成」は、科研費等外部公的資金に採択されなかった研究者に優先的に交付される特徴を持つため、科研費の取得が困難な場合にも、研究を継続することができる。審査と配分額については、総合研究所委員会が担う審査委員会が諮問し、大学評議会の議を経て交付決定される。従来は、科研費等外部公的資金が交付されている場合は、学内助成は交付されなかったが、科研費取得者の学内助成への応募の緩和を希望する声が多く、2019年度に「広島女学院大学学長裁量経費(研究活動助成)」が設置されたことで、外部公的資金を交付されている場合にも、学内助成への申請、取得が可能となった。学長裁量経費は、学長の判断により交付が決定され、必要に応じて学長室会議で意見が聴取される。論集は、広島県大学共同リポジトリ(HARP)及び国立情報学研究所(Nii)情報検索ナビゲータCiNiに掲載される。叢書は、発行後2週間以内に出版社を通じて各書店と全国約150箇所の研究機関に献本され、Amazon等のサイトに検索が可能となるよう電子書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広島女学院大学学術研究助成」は、研究期間が1年か2年で選択でき、大半の研究者が2年で申請、採択となるが、2年目の配分額は、当該年度の予算と、4月に追加される新任者あるいは科研費に採択されなかった申請者による応募件数によって調整が必要となるため、1年目当初に計画していた予算とは金額が変更になる可能性があり、2年目の年度が開始し、交付決定通知後に、研究計画変更の必要が出てくることを周知しなければならない。</li> <li>・外部資金については、日本私立学校振興・共催事業団のように、本学と関連の深い団体助成への申請は割に希望者があるが、学内の資金を研究費の一部として支給する条件等もあり、応募、採択が厳しい状況である。</li> <li>・研究者が研究費を執行するための非効率的な事務手続きを避けるよう事務担当者は配慮する必要がある。申請書類の起票は、将来的にはシステム化す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証評価において指摘のあった「国内外の研修制度」は、財政難のため、健全な財政計画が立てられるまで、今少し時間が必要である。</li> <li>・2019年度に学長裁量経費が設置されたことで、従来科研費を交付されている研究者が取得することができなかった、学内助成の取得が可能となり、研究の促進に繋がった。</li> <li>・外部資金獲得については、今後更に必要性が増すため、科研費や他の研究助成への応募の促進を今後も図る。</li> <li>・科研費への応募は、毎年10数名程度で、そのうち採択件数は数件である。応募件数が増す中で、科研費取得は厳しい状況であるが、一方で若手研究者を支援する制度が整備されているため、制度活用を促進する。</li> <li>・研究助成の種目を増せば、管理する収支簿の件数や事務作業も増すため、可能な限り事務手続きの負担が軽減されるよう、今後見直しが必要である。</li> </ul>	

			<p>については規程がないが、科研費や学内助成から RA を雇用している例がある。</p>	<p>籍化されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部資金の獲得については、日本学術振興会や、民間団体からの研究助成の公募に関する情報を随時、学内一斉メールで配信するほか、助成団体のデータベースの紹介を行っている。</li> <li>研究費の執行に係る事務手続きの負担が少しでも軽減されるよう、総合研究所事務担当者は、書類提出の代行等補助的な支援を行っている。</li> <li>研究助成による RA 雇用の場合は、総務課の人事担当者が RA に対し労働条件通知書を発行し、雇用期間中の年休等について明確に定め、通知を行っている。</li> </ul>	<p>ることが理想であるが、厳しい予算状況では当面困難である。</p>	
<p>⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。</p>	<p>○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規程の整備</li> <li>コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施</li> <li>研究倫理に関する学内審査機関の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究費の取り扱いや、研究活動における不正行為防止に関連する規程を整備し、総合研究所 HP にも掲載している。文科省等のガイドラインに準じて随時更新を行っている。</li> <li>日本学術振興会の研究倫理教育 e-ラーニングの受講を毎年専任教員と研究費関連部署の職員に義務付けており、100%の受講率を保っている。その他、例年 6 月に開催する学内での公的研究費使用説明会及び 9 月の科研費説明会でも、不正行為の事例を挙げ、防止策をとっている。</li> <li>研究倫理に関する学内審査機関については、「広島女学院大学における研究費の取扱いに関する規程」(P2571)及び「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」(P2581)で、研究費の適切な執行と不正行為が生じた場合の対応について定めている。また、毎年 9 月に内部監査を実施し、ヒアリングを行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究倫理、不正行為防止に関する規程の整備については、毎年、文科省の「研究機関における公的研究費の管理監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取り組み状況に係るチェックリストへの回答のたびに点検を行っており、必要であれば規程改正を行っている。</li> <li>コンプライアンス教育及び研究倫理教育については、e-ラーニングの受講に加え、今後 FD 研修会等で専門家による講演を聴く機会を設ける案が挙げられている。</li> <li>研究倫理に関する学内審査機関の整備については、文科省のガイドラインに沿って学内規程が</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究倫理 e-ラーニングの受講は、誰もが取り掛かりやすい内容であり、受講状況もシステムで把握できるため便利に活用できるが、一度受講すると、再度同じ内容を受講することに対してやや不満の声が挙がることもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究倫理教育については、現在の研究倫理 e-ラーニングのように、オンラインで各自が自由に組み立てる制度は活用しやすいが、他の方法も取り入れてみるのも良い。</li> <li>不正行為に対応するための規程は整備されているが、不正行為が起きないような環境整備の促進も必要である。</li> </ul>	

				整備、更新されているため、現状では特に問題はない。		
	⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	・全教員に、学年度末に、この1年間の研究成果の提出を義務づけている。そのことにより、数年に亘る研究成果を見通すことが出来る。ただ、評価を行うこと、数年研究成果のない教員に対して勧告等は行っていない。	・提出の形式は、大学基準協会の書式に準じている。	・教育の成果については、学生による授業評価が一定の指標となると思われるが、教育・研究の評価となる根本的な点検項目が考えられなければならない。また、数年研究成果のない教員に対して、勧告出来る環境・体制が必要である。	・10年ほど前は、教員評価を行うには時期尚早とされていたが、2019年度に評価基準を中心にしくみづくりを終え、2020年度に仮運用を開始する予定とする。

基準	点検・評価項目	評価の視点	(1) 現状説明	(2) 長所・特色	(3) 問題点	(4) 全体のまとめ
<b>基準9 社会連携・社会貢献</b>  <b>【担当小委員会】</b> <b>社会連携・社会貢献</b> <b>評価小委員会</b>	① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示	社会連携・社会貢献に関する方針として、「他者と協働しながら地域社会及び国際社会に貢献する資質を育成する目的、大学における研究成果を社会に還元する目的を達成するために社会連携・社会貢献を積極的に進める」ことを定めている。これを「広島女学院大学の諸活動に関する方針」に明示するとともに、『Curriculum Book』に掲載することで学生にも開示し、またホームページを通じて社会にも公開している。	「地域連携センター」は、各学科や教員独自の地域連携活動を一括して把握するとともに、地域連携活動の窓口として地域社会のニーズを、その内容に応じて適切な学科や教員と結び付けている。また、地域社会と各学科が連携することで、学生が主体となって企画・運営を行う地域連携活動(広島駅新幹線ロエリアの活性化、チャレンジ活動、地域連携食育活動など)とボランティア活動(遊びの学校、絵本研究会、バアバの子育て支援など)を積極的に推進しており、これによって地域の活性化や福祉の向上に貢献している。さらに、2018(平成30)年度改組における教育課程では、全学部のすべての学科で地域連携に関するセミナー科目を設置して、地域と連携する課題解決型の授業を実施していることにより、授業と	全学的に地域連携を重視した教育課程を編成したことによって、その運営を支援するための地域連携センターの組織を整備し、機能を強化することが必要である	社会連携・社会貢献に関する方針は、「広島女学院大学の諸活動に関する方針」において明示されている。なお、『Curriculum Book』に掲載することで学生にも開示し、ホームページを通じて社会にも公開されている。また、方針に基づく取り組みが活発に行われている。なお、社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価については、主として「地域連携センター」及び「ボランティアセンター」が行い、その結果は事業報告及び『自己点検・評価報告書』を通じて「内部質保証委員会」に報告され、同委員会で全学的な観点から点検・評価を行うことで改善につなげている。
	② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	○学外組織との適切な連携体制 ○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 ○地域交流、国際交流事業への参加	地域連携については、各学科と「地域連携センター」が協力して実施している。具体的には、地域連携に関するセミナー科目を設置し、広島市東区との包括協定に基づき、広島駅新幹線ロエリア(通称エキキタ)の活性化に関する地元の商工会・町内会・東区役所と連携した事業に学生が参加する等の取り組みを行っている。また、毎年本学主催の「広島女学院大学公開セミナー」を開催しており、さらにシティカレッジ(広島市・教育ネットワーク中国主催)及び早稲田アカデミー(東区早稲田公民館主催)にも参画し講師を派遣した。また、JA広島市との協働事業の農業祭、広島市東区との協働事業のエキキタ連携事業を実施した。さらに、2017(平			



			成 29) 年度に締結した広島経済同友会との「包括的連携協力に関する協定」に基づき、同友会加盟企業である(株)イズミ、(株)フレスタとのインターンシップや講演会を実施した。また、「ボランティアセンター」を設置し、学生が主体となって企画・運営を行う地域連携活動やボランティア活動を推進しており、地域の活性化に貢献している。国際交流事業については、国際協力を行うNGO団体ワールド・ビジョン・ジャパンとの連携による途上国支援の研修プログラムとして、カンボジアスタディツアーを計画していたが、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により急遽中止とした。このように、社会連携・社会貢献に関する取組みを積極的に展開し、教育研究成果の社会への還元が行われている。	連動して教育研究成果を適切に社会に還元している。 「地域連携センター」は、各学科や教員独自の地域連携活動を一括して把握するとともに、地域連携活動の窓口として地域社会のニーズを、その内容に応じて適切な学科や教員と結び付けている。また、地域社会と各学科が連携することで、学生が主体となって企画・運営を行う地域連携活動(広島駅新幹線ロエリアの活性化、チャレンジ活動、地域連携食育活動など)とボランティア活動(遊びの学校、絵本研究会、バアバの子育て支援など)を積極的に推進しており、これによって地域の活性化や福祉の向上に貢献している。さらに、2018(平成30)年度改組における教育課程では、全学部のすべての学科で地域連携に関するセミナー科目を設置して、地域と連携する課題解決型の授業を実施していることにより、授業と連動して教育研究成果を適切に社会に還元している。		
	③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価については、主として「地域連携センター」と「ボランティアセンター」が行っている。その結果を事業報告及び「自己点検・評価委員会」において『自己点検・評価報告書』にとりまとめ、「内部質保証委員会」に提出し、同委員会において全学的な観点から改善・向上に向けた検討を行っている。こうした点検・評価により、大学が積極的に取り組んできた学生が主体となる地域連携活動及びボランティア活動について、活動件数や学生の参加者数が年々増加していることが確認され、取組みの適切性及び活動の成果把握につながっている。			

基準	点検・評価項目	評価の視点	(1) 現状説明	(2) 長所・特色	(3) 問題点	(4) 全体のまとめ
基準 10 大学運営・財務 (1) 大学運営 【担当小委員会】 教育研究等環境・財務 評価小委員会	① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示 ○学内構成員に対する大学運営に関する方針の	「大学の諸活動に関する方針」に明示するとともに「Curriculum Book」に掲載することで学生に開示し、またホームページを通じて社会にも公開している。	2018年度から5年間の中期計画(『第2次中期計画』)を策定し、大学の教育理念を実現するための重点目標、行動計画及び年次行動計画を策定するとともに、教職員対象の説明会を実施した。	必要に応じた検証。	方針を策定し、周知しているが、時代にマッチしているかなどの検証を行っていく必要がある。

		周知				
② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	○適切な大学運営のための組織の整備 ・学長の選任方法と権限の明示 ・役職者の選任方法と権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応 ○適切な危機管理対策の実施	学長、副学長、学部長の選任及び職務については「管理者等の選任及び職務に関する規程」で、学長の権限については「学校法人広島女学院寄附行為施行細則」に規定している。教学に関する意思決定は学長が行うこととし、学長室会議、大学評議会、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、全学人事委員会、広報委員会、入試委員会を設置し学長が議長となり大学の重要事項の意思決定を行っている。教授会は全学教授会と学部教授会の規程を制定し、「全学教授会及び学部教授会の審議事項に関する規程（学長裁定）」において審議事項を明確化している。	学長ガバナンスを明確にして大学運営を行っている。	必要に応じた検証。	職、組織設置についてはそれぞれ規程を整備し、内容を明確化して運営している。学長室会議については、2018年度に規程を整備した。	
③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	○予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定	予算編成は各学科等から提出された事業別の予算要求を積上げ、前年度実績等と対比・検証ののち、大学予算委員会で査定を行ったうえで、法人の予算委員会で審議、調整している。予算の執行状況については、毎月開催される学内理事を構成員とする経営会議において適時、報告・検証する態勢としている。	予算執行に当たっては、予算要求部署ごとに予算対実績管理を行っており、基本的に予算外支出は認めていない。予算外支出の必要のある場合は、稟議による理事長承認事項として管理している。執行については権限規定に基づき、支出承認ののち実行している。	予算編成は、学部、学科等からの要求により、過去の実績等と対比し決定しているが、新規事業については期待される効果等を記載する様式を追加した。ただしその効果等の分析を行う態勢が整っておらず今後の課題であると認識している。	予算編成と執行管理の適切性は確保されているが、予算額管理にととまらず、予算執行に伴う効果を分析し、点検・評価・改善を行なう仕組みづくりを構築する必要がある。	
④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務	○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況	大学事務局には事務局長のもと庶務課、会計課、秘書・広報課、入試部に入試課、宗教センターに宗教センター事務課、図書館に図書課、キャリアセンターにキャリア支援課、総合学生支援センターに教務課、学生課を設置し、各部、館、センターの長に教員を、また、各課長には事務職員を配置し連携を	業務内容の多様化、専門化への対応として、施設情報担当課長の設置、障がいのある学生のための相談員の配置、カウンセラーの配置などを行っているとともに、階層別研修や業務別研修を行っている	事務組織について、社会や時代の要請に応えられるようにフレキシブルな対応をしていく必要がある。	大学運営に必要な組織等の規程は整備し運用している。一方で社会情勢や大学に求められることについて情報収集を行い、適切に対応していくことは求められる。	

	組織は適切に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備</li> <li>・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）</li> <li>・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善</li> </ul>	<p>図っている。事務局長を除き事務組織の総括に教員を配置し各事務部門と教員間の意思疎通を図るとともに、主要な委員会には事務職員が委員として参加することで連携を図っている。</p> <p>職員の人事考課については、制度的なものは整備していないが、毎年度各課長等へのヒアリングを通じ個別職員ごとに状況を把握し、昇任、人事異動等に反映させている。</p>			
	⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。	○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施	SDについては、「広島女学院大学SD実施方針」により毎年度年間計画を作成し計画的に実施することとしている。全教職員を対象に、学内研修と学外研修会への派遣を柱に、全員研修、階層別研修、業務別研修、職場（課等）研修を行っている。	FDとの連携を取りながら、必要性の高いものを選定し実施している。	人事考課制度は明確には整備していないが、課長等へのヒアリングを通じて昇任、人事異動等に反映させている。今後、規程整備等を検討する必要がある。	SDについては着実に実施してきている。人事関連の規程については改正の検討を行う必要がある。目標管理制度については2019年度から試行を実施している。
	⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</li> <li>○監査プロセスの適切性</li> <li>○点検・評価結果に基づく改善・向上</li> </ul>	<p>年次行動計画は、年度中途、年度末に各教職員が担当部分の進捗状況を事業報告で確認するとともに、内部質保証委員会で確認し大学評議会に報告している。また、事業報告は法人の評議員会、理事会に報告している。</p> <p>監査は監事2名、内部監査室、監査法人の三様監査体制を構築している。その結果は理事長、院長に提出され、理事会、評議員会に報告される。</p>	事業計画、事業報告を理事会、評議員会に提出するというサイクルを確立することにより、PDCAを回すことができる。	事務負担の増加にも配慮しながら、PDCAを適切に回すことが求められる。	各事業部門での評価、内部質保証委員会で確認、評議員会、理事会における外部からの評価というシステムを構築し点検・評価することとしている。

基準	点検・評価項目	評価の視点	(1) 現状説明	(2) 長所・特色	(3) 問題点	(4) 全体のまとめ
(2) 財務 【担当小委員会】 教育研究等環境・財務 評価小委員会	① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定</li> <li>&lt;私立大学&gt;</li> <li>○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定</li> </ul>	2018年度を初年度とし2022年度歩最終年度とする5年間の「第2次中期計画」を策定し、経常収支差額の収支均衡時期や部門別の入学者等の目標値を設定し、管理している。	目標実現に向け、個別項目ごとに進捗管理可能な態勢としているほか、教職員に対する説明会等で改善意識を共有することに加え、2019年度には給与制度改革、2020年度からは旅費制度の改正を行った。	計画2年度までの実績は計画を上回って推移しているが、人件費支出において乖離が発生しており、退職者が多数発生する2020年度において計画対実績が大幅に乖離する可能性がある。	5年計画の中間年度を迎えることから計画対実績の管理に基づき、残存期間での達成見込み等を分析・評価し、計画の見直しを検討する必要がある。
	② 教育研究活動を安	○大学の理念・目的及びそ	第2次中期計画に基づき、2021年度の経常収支の	学内理事を構成員とする経営会	経常収支差額の均衡化ま	学納金収入の安定化と支出削

	<p>定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。</p>	<p>れに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み</li> <li>○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等</li> </ul>	<p>黒字化を目指し財務改善活動を実施しているが、学生数の増加が見込めないことに加え、施設・設備投資による減価償却費の負担増もあり、厳しい状況が継続している。遊休資産の売却等も視野に入れながら、財務基盤の安定化に努めることとしている。</p>	<p>議及び理事会において財務基盤の脆弱性について危機意識を共有しており、教職員に対しても定期的に決算説明会を開催することにより、財務上の問題点を共有している。財務改善策も具体化させ計画対実績の管理態勢は整っている。</p>	<p>で数年を要す計画であり、基本金未組入れも多額にあることから、翌年度繰越収支差額は拡大する見込で、引続き厳しい財務状況が想定される。</p>	<p>減策を確実に実施することにより、「第2次中期計画」に掲げた目標を確実に達成することが必須となる。そのためには、教職員に対し決算説明会等を継続的に開催し、進捗状況等を開示し共有化することにより、一体となって財務基盤の安定化に向け、継続的に取り組んでいく必要がある。</p>
--	---------------------------------------	---	---	--	--	--